

甲斐市建設工事における中間前金払制度の取扱要領（平成28年甲斐市告示第254号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条（略） （債務負担行為<u>等</u>に係る特例）</p> <p>第5条 第2条に規定する対象工事について、債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約にあっては、同条の規定にかかわらず、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上の工事を対象とするものであることとする。この場合において、第3条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替え、各会計年度に適用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。</p> <p><u>（部分払との併用）</u></p> <p>第6条 <u>対象工事の受注者は、中間前金払と部分払を併用することができる。ただし、部分払の支払を受けた後に中間前金払を請求することはできない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による併用は、対象工事が債務負担行為等に係る契約の場合については、会計年度ごとに行うことができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払を受けた後に中間前金払を請求することはできない。</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （債務負担行為<u>__</u>に係る特例）</p> <p>第5条 第2条に規定する対象工事について、債務負担行為<u>_____</u>に係る契約にあっては、同条の規定にかかわらず、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上の工事を対象とするものであることとする。この場合において、第3条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替え、各会計年度に適用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。</p> <p><u>（中間前金払と部分払の選択）</u></p> <p>第6条 <u>受注者は、対象工事の契約にあたって、中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払・部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を契約締結時に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の選択は、契約締結後に変更することはできないものとする。ただし、第5条の規定により、いずれかの会計年度において出来高予定額が1,000万円以上で、前項に規定する中間前金払を請求する旨</u></p>

新	旧
<p>3 <u>第1項の規定による併用は、対象工事を繰り越したことにより工期が複数年度に渡る場合については、当該工期を同一会計年度として扱い、第1項の規定を適用するものとする。</u></p> <p>(中間前金払の申請等)</p> <p>第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、<u>中間前金払の認定請求書(様式第1号)</u>に規則第18条に規定する工程表及び<u>工事履行報告書(様式第2号)</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の認定請求書が提出された場合には、第3条各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められるときは、当該結果を<u>認定調書(様式第3号)</u>により、受注者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の認定を受けた受注者が、中間前払金の支払を受けようとするときは、規則第38条第9項の規定による<u>請求書</u> _____ に、中間前金払に関する保証書を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p><u>の届出を行っている工事のうち、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができるものとする。</u></p> <p>(中間前金払の申請等)</p> <p>第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、<u>中間前金払の認定請求書(様式第2号)</u>に規則第18条に規定する工程表及び<u>工事履行報告書(様式第3号)</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の認定請求書が提出された場合には、第3条各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められるときは、当該結果を<u>認定調書(様式第4号)</u>により、受注者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の認定を受けた受注者が、中間前払金の支払を受けようとするときは、規則第38条第9項の規定による<u>中間前金払請求書</u>に、中間前金払に関する保証書を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>